

## 岐阜県障がい者総合相談センター展示物等審査会設置要領

### (設置)

第1条 岐阜県障がい者総合相談センターにおける展示室を活用した情報提供事業の円滑な実施を図るため、展示物等の選定、展示方法等の検討を行うことを目的に岐阜県障がい者総合相談センター展示物等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 展示物等の選定
- (2) 展示物等の展示方法の検討
- (3) その他前条の目的達成のために必要なこと

### (組織)

第3条 審査会の委員は、別表に掲げるものとする。

- 2 委員は、身体障害者更生相談所長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (運営)

第4条 委員長は、審査会を代表し、審査会を統括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは委員以外の参加を求めることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

### (会議)

第6条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議には議長を置き、委員長をもって充てる。

### (書面審査)

第7条 審査会の書面審査は、次の場合において行うことができるものとする。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 書面をもって委員の意見を求めることにより、その目的が達せられるとき。
- (3) その他必要なとき。

2 書面審査における結果は、審査会の意見とみなす。

(事務局)

第8条 審査会の庶務は、身体障害者更生相談所が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この設置要領は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この設置要領施行後、最初に委嘱するものの任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(別表) (第3条関係)

岐阜県障害福祉課長

岐阜市障害福祉担当課長

リハビリテーションに係る学識経験者

岐阜県福祉総合相談センター企画研修担当課長

岐阜県身体障害者福祉協会が推薦する者